

## 第3章

## 具体的な施策の展開

第3章では、第2章で記載した「施策体系」に基づき、具体的な事業を掲載しました。

## 「課題と方針」

基本目標ごとに、今後重要となる課題と事業を展開していくうえの方針を記載しました。

## 「重点項目」

基本目標の趣旨をより反映した事業を重点項目として設定し、後期計画を進めていく中で、より積極的に取り組んでいく事業と位置づけました。

※22年度以降に新たに開始する事業は「新規」と表記しています。

## 「基本施策と個別事業」

基本施策ごとに、個別の計画事業を掲載しました。

※22年度以降に新たに開始する事業は「新規」と表記しています。

## 「目標値」

設定が可能な事業については、達成年度と目標値を設定しました。

基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり

基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり

基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり

基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

(担当部の記載について)

「総」総務局

「市」市民まちづくり局

「保」保健福祉局

「子」子ども未来局

「環」環境局

「経」経済局

「観」観光文化局

「建」建設局

「都」都市局

「交」交通局

「水」水道局

「消」消防局

「教」教育委員会

## 基本目標1

# 子どもの最善の利益を実現する社会づくり

### 課題と方針

札幌市は、平成21年4月1日に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を施行しました。

この条例は、国連が採択した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が保障する「子どもの権利」をより具体的に分かりやすく定めるとともに、大人が、子どもの最善の利益の実現のために、子どもの育ちを支援していく役割を担うことを明らかにしています。

札幌市では、これまでの条例制定に向けた取り組みを通して「子どもの権利」の普及啓発を進めてきました。子どもの権利条約を「知っている」子ども(中・高校生)は、29.2%(平成15年)から42.1%(平成19年)に増加しています。

子どもの最善の利益が実現する社会づくりを進めるためには、社会全体が子どもの権利の重要性を理解することが必要であることから、今後も、より一層の理解促進に努めていきます。

また、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長発達することができるよう、条例に定める4つの権利(「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「参加する」)の推進に向け、札幌市の様々な取り組みに子どもの権利の視点を反映していくことが大切です。特に、子どもの育ちについての様々な問題を改善していくためには、「安心して生きること」の保障はもちろんのこと、子ども参加の促進、自発的活動の支援や体験機会の充実など、子どもの育ちに関する最も基本的な環境支援を、より一層促進していく必要があります。こうした支援により、子どもが、権利の正しい行使のしかたを身につけていくとともに、自立性や社会性がはぐくまれ、将来の札幌のまちづくりを担う大人へと成長していくものと考えられます。

さらに、権利を侵害された子どもを救済するために、救済の申立てに対応する「子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)」の運営を引き続き行うとともに、いじめ対策などの充実を進めます。

こうした施策を実現するため、推進計画の策定や、「子ども権利委員会」における子どもの権利の保障状況の検証などにより、子どもの権利保障のより一層の推進に向けて取り組みます。

また、「児童虐待」は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える、深刻な権利侵害ですが、第2章(31ページ)でみたように、札幌市児童相談所で扱う児童虐待件数は年々増加し、平成20年度には年間621件となっております。これは、平成15年度(205件)の約3倍です。(31ページ表5)(図38)

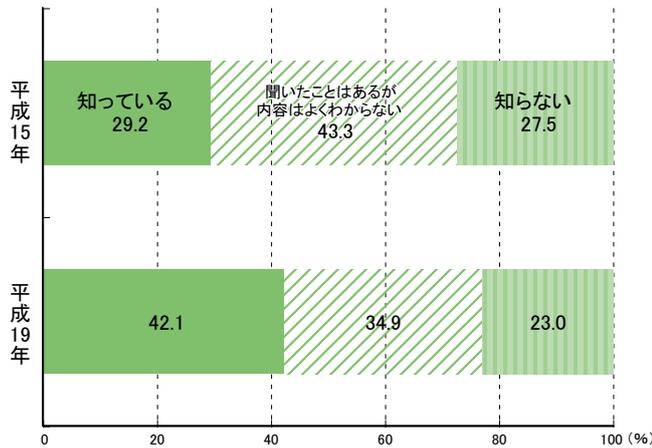
さらに、社会状況を反映して、内容も深刻化・複雑化し、解決に困難を要する事例も増えている状況です。

児童虐待防止法の改正により、虐待対応に係る児童相談所の権限はさらに強化され、札幌市では、これまでも児童福祉司の増員等、子どもの安全を守るための様々な取り組みを進めてきましたが、児童相談所が児童虐待に対応する専門機関としての役割を十分に発揮できるようにするためには、児童相談所の体制及び区や関係機関との連携を含めたあり方を検討し、必要な拡充・整備を進めていく必要があります。

また、虐待予防・虐待の早期発見・早期対応・被虐待児の保護といった一連の取り組みに際しては、子どもに関係する様々な機関が連携したネットワーク型の支援システムを構築する必要があります。各機関が「子どもを虐待から守る」という共通の目的のもとに連携し、問題点を共有し、適切に役割分担を果たしながら、問題解決に取り組まなければなりません。そのため、札幌市では、関係機関が情報を共有し、適切な連携・協力を行う「要保護児童対策地域協議会」をネットワークの基盤とすることにより、効果的で緊密な連携を進めていきます。

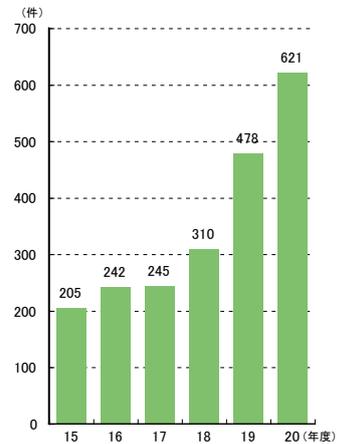
また、社会保障審議会児童部会による児童虐待死亡事例の検証結果では、虐待により死亡した子どものうち約4割が0歳児であり、3歳児までで約8割を占めています。(平成20年6月「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」) これまでも札幌市では、「乳児家庭全戸訪問事業」や「保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業」等、様々な母子保健施策を実施し、乳幼児を育てる家庭の育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めております。今後は、特に妊娠期からのきめ細やかな相談体制を整備するとともに、出産、育児に不安を抱える妊婦に対しては、継続的な支援を行い、児童虐待の発生予防に努めます。

図37 「子どもの権利条約」の認知度(中学生・高校生)



〈資料〉札幌市青少年基本調査(平成15年)  
札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査(平成19年)

図38 児童虐待件数の推移



〈資料〉児童福祉総合センター

重点項目1 子どもの権利に関する推進計画の策定 [施策1]

新規

平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、子どもの権利に関する推進計画を策定します。また、子どもの権利委員会を開催し、施策の充実を図るとともに検証を行います。  
【計画策定】H22年度:策定

子)子ども育成部

重点項目2 子ども参加の促進 [施策1]

札幌市では、未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会として子ども議会を開催するなど、子ども参加を進めています。また、学齢期の子どもが多くの時間を過ごす学校においても、児童会・生徒会活動を中心として、子どもの自主的な取り組みが進められています。

市政をはじめあらゆる場面での子ども参加をより一層推進するために、参加の機会の充実を図るとともに、学校や地域などで子どもと深く関わる活動を行っている大人を対象として、子ども参加の支援を内容とした講座を開設するなど、地域に根ざした子ども参加の取り組みを推進します。

子)子ども育成部 教)学校教育部

重点項目3 子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実 [施策1]

学校や地域において、次代を担う子どもが、自立性や社会性を身に付け、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、野外活動・生活体験・異文化交流・異世代交流など、多様な体験型の活動を提供します。

また、すべての学びの基盤であり、探究心や豊かな心をはぐくみ、子どもの可能性を広げることにつながる読書環境の充実などや、子どもの創造性をはぐくむプレーパーク(冒険遊び場)づくりなど、子育て・子育てに取り組む地域や市民団体の活動などと連携をはかり、子どもが主体的に学び、体験する機会を増やすよう努めます。

さらには、成長発達の段階に応じて、子どもが、働くことの意義や社会における役割などについて理解し、認識を深めることができるよう、職業体験の機会の充実に努めます。

子)子ども育成部 教)学校教育部

## 重点項目4 子どもの権利の救済(子どもアシストセンター) [施策1]

子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)は、権利侵害からの迅速かつ適切な救済を図り、公的第三者の立場で、子ども自身や保護者等からの相談を受け助言や支援を行います。また、救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査・調整、勧告、是正要請、制度の改善を求める意見の表明等を行います。

子どもや保護者等を対象とした相談窓口をはじめとする各種関係機関との情報共有と効果的な役割分担のもとに、相互の連携を強化しながら、この救済機関の適切な運用をはかります。

また、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、子どもに関する相談機関として、若者支援総合センターなど若者支援に関わる機関とも連携を図り、困難を抱える子どもたちの継続的な支援に取り組んでいきます。

子)子どもの権利救済事務局

## 重点項目5 児童福祉相談・支援体制の強化 [施策2]

新規

## ①児童相談所の将来構想策定事業

児童相談所は、子どもの福祉を図り権利を擁護するため多くの権限を有している専門機関であり、児童虐待に対応する中核的な機関です。児童虐待が急増及び複雑化する中で、児童相談所が、速やかに適切な判断を行い、その機能を十分に発揮できるしくみを構築する必要があります。

そのため、施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた「児童相談所のあるべき姿(将来構想)」を策定し、機能強化を進めていきます。

## ②区における児童福祉相談・支援体制の強化

関係機関との連携の面では、児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

子)児童福祉総合センター

## 重点項目6 要保護児童対策地域協議会 [施策2]

被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法(第25条の2)において規定された要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。なお、協議対象者を、要保護児童のほか、要支援児童、特定妊婦へと順次拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化します。

子)児童福祉総合センター

## 重点項目7 母子保健訪問指導事業 [施策2]

## (乳児家庭全戸訪問事業)

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行います。特に、支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化することで、妊娠期からの一貫した支援を進めていきます。

【新生児訪問実施率】H20年度:91.0%⇒H26年度:増やす

【妊婦への訪問実施延数】H20年度:115人⇒H26年度:増やす

保)保健所



## 基本施策1 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

「子どもの権利条例」を実効性あるものとするために、普及啓発に努めるほか、子どもの参加の促進、子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実など、子どもの育ちに関する支援に取り組みます。

また、救済機関において相談を受け、救済の申立てに対応することで、権利が保障されるしくみをより一層確かなものにしていきます。

こうした取り組みを着実に進めるために、推進計画を策定するとともに、「子どもの権利委員会」を開催し、施策についての検証を行います。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
1-1-1	子どもの権利に関する推進計画の策定 <span style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</span>	重点項目1を参照(41ページ)	子)子ども育成部
1-1-2	子どもの権利理解促進事業	子どもの権利が保障されるためには、子どもはもちろん、大人がその重要性を理解し、子どもと向き合い、育ちを支えていくことが必要である。「子どもの権利条例」の趣旨が正しく理解されるよう、条例に規定する「さっぽろ子どもの権利の日」に関する事業など、広報、啓発、研修等を行う。	子)子ども育成部 教)学校教育部
1-1-3	子ども参加の促進	重点項目2を参照(41ページ)	子)子ども育成部 教)学校教育部
1-1-4	子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実	重点項目3を参照(41ページ)	子)子ども育成部 教)学校教育部
1-1-5	安全で安心な居場所づくりの促進	子どもの成長・発達にとって、子ども自身が安心して人間関係を築き、自己肯定感を高め、自分らしさを確立していくことのできる、心や体の居場所があることはとても重要である。 札幌市では、子どもの安全で安心な居場所として、児童会館やミニ児童会館の整備を進めており、こうした場において活発な子どもの活動が行われるよう進めるとともに、地域などで行われている文化・スポーツ・サークル・ボランティア活動なども、子どもにとっての大切な居場所であることから、この意義について理解促進を図ることにより、取り組みを促進する。	子)子ども育成部
1-1-6	子どもの権利の救済(子どもアシストセンター)	重点項目4を参照(42ページ)	子)子どもの権利救済事務局
1-1-7 再掲 (6-1-16)	いじめ、不登校、虐待等関連事業	重点項目27を参照(68ページ)	教)学校教育部

## 基本施策2 子どもが虐待から守られるしくみづくり

妊娠期から適切な情報提供や継続した支援を行うことにより、育児不安の軽減を図り、虐待の予防に努めます。特に出産後については、生後4か月までの乳児を育てている全ての家庭を訪問し、育児に関する助言や情報提供を行い、きめ細やかに子育て家庭を支援します。

また、地域ぐるみで子どもを守るために、地域単位のネットワークや市単位のネットワークを充実させるほか、地域で虐待の予防・発見のために活動する「地域協力員」を養成していきます。

### ■ 虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組み

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
1-2-1	児童福祉相談・支援体制の強化 	重点項目5を参照(42ページ)	子)児童福祉総合センター
1-2-2	児童虐待予防地域協力員養成事業	民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、教員、保育士、幼稚園教諭等に対して研修会を行い、児童虐待予防地域協力員を養成する。 【児童虐待予防地域協力員数(累計)】 H20年度:8,115人⇒H26年度:10,000人	子)児童福祉総合センター
1-2-3	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査	虐待通告後48時間以内に児童の安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子)児童福祉総合センター
1-2-4	要保護児童対策地域協議会	重点項目6を参照(42ページ)	子)児童福祉総合センター
1-2-5	区要保護児童対策地域協議会	各区において、児童虐待など要保護児童の早期発見及び円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。 関係機関の連携をより強化するため、児童福祉総合センターで実施する「要保護児童対策地域協議会」と連携強化する。	子)児童福祉総合センター
1-2-6 再掲 (6-1-16)	いじめ・不登校・虐待等関連事業	重点項目27を参照(68ページ)	教)学校教育部

### ■ 育児不安を抱える家庭への支援

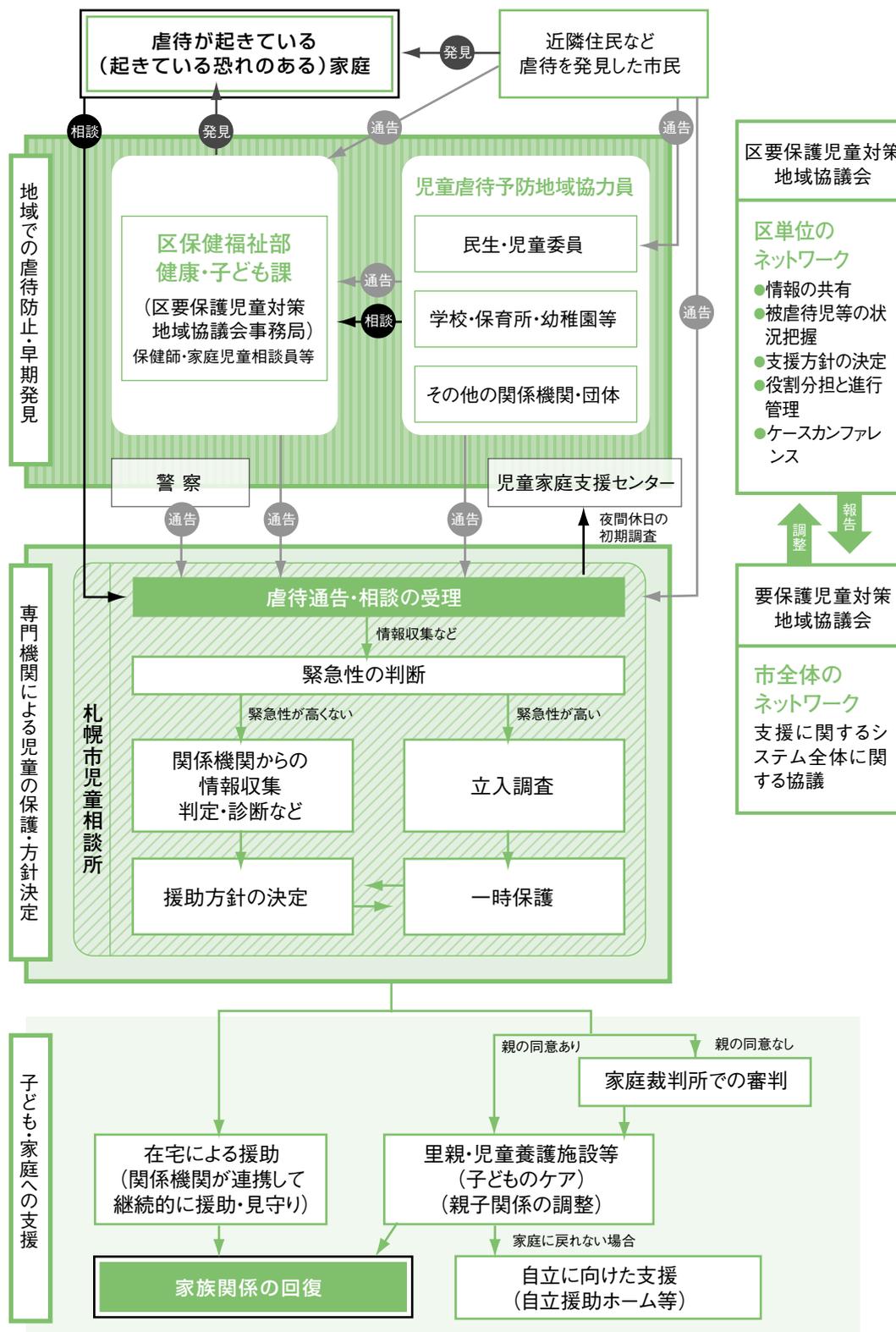
番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
1-2-7 再掲 (2-1-4)	妊婦支援相談事業 	重点項目9を参照(46ページ)	保)保健所
1-2-8	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	重点項目7を参照(42ページ)	保)保健所
1-2-9	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(育児支援家庭訪問事業)	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う。 【医療機関からの情報提供数】 H20年度:320件⇒H26年度:増やす	保)保健所
1-2-10	育児不安保護者支援事業(コモンセンス・ペアレンティング)	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。 【参加者数】H20年度:3人⇒H26年度:10人	子)児童福祉総合センター



**【コモンセンス・ペアレンティング】**

行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に身につけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図るプログラムのこと

**【札幌市の児童虐待対応】**



第1章

第2章

第3章

第4章

付属資料

## 基本目標2

# 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

### 課題と方針

近年、少子化・核家族化により、出産や子育てについての知識を習得したり、経験を共有する場が少なくなっており、出産を控えた夫婦の多くは、不安や悩みを抱え、支援を必要とする場合が増えています。

妊娠期の不安はその後の育児にも大きな影響を及ぼすため、それぞれの家庭が抱えている不安や悩みを把握し、その軽減を図り、安心して出産し子育てできるような、妊娠期から一貫した相談支援体制を整備することが重要となります。

札幌市では、妊婦健康診査の公費負担を14回に増やしたほか、全国に先駆けて産婦人科救急電話相談を実施するなど、周産期の医療体制確保に取り組み、母子ともにより安全に出産できる体制を整えてきました。

しかし、最近では、妊娠中に健康診査を全く受診しない妊婦や十分な回数を受診しない妊婦の存在が社会問題となっています。

安全・安心な出産については、有識者等による「札幌市産婦人科救急医療対策協議会」で検討を進めてきたところであり、この協議会の報告をもとに、今後、妊婦の健康診査未受診を防止するために、若い世代への普及啓発等妊婦以外にも対象を広げた社会的な取り組みを推進していきます。

また、近年、不妊で悩む夫婦が増加傾向にありますが、不妊治療の中には医療保険が適用されないものもあり、経済的負担や精神的な負担から治療をあきらめざるを得ない方もいます。

札幌市では、特定不妊治療費の一部助成や相談体制を整備していますが、今後もこれらの取組を引き続き推進していく必要があります。

さらに、生まれてきた子どもが健やかに育つことを目的として実施している、乳幼児健康診査や各種相談、普及啓発事業についても、より一層、進めていきます。

重点項目8	未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業【施策1】	
母子の安全を確保し、産婦人科医師の負担を軽減するために、妊娠後、出産まで定期的な妊婦健診を受けないいわゆる「未受診妊婦」の防止及び解消に向けた普及啓発を、平成23年度まで集中的に実施します。		
		(保)保健所
重点項目9	妊婦支援相談事業【施策1】	新規
保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援します。 【母子手帳交付時の面接割合】H26年度:100%		
		(保)保健所
重点項目10	不妊治療支援事業【施策1】	
医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかる費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。		
		(保)保健所
重点項目11	産婦人科救急医療運営事業【施策2】	
産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「産婦人科救急情報オペレーター業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦の不安を解消する「産婦人科救急電話相談」を引き続き実施していきます。		
		(保)保健所

重点項目12	乳幼児健康診査の充実 【施策3】
<p>4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、「疾病や障がいの早期発見」「健全な発育・発達の促進」「育児不安の軽減」を図ります。</p> <p>なお、3歳児健診時において新たに聴覚障がいの早期発見体制を強化するとともに、未受診者の状況確認等について、より一層強化していきます。</p> <p>【健診受診率】 4か月児 H20年度:99.7%⇒H26年度:現状維持  1歳6か月児 H20年度:95.3%⇒H26年度:増やす  3歳児 H20年度:93.9%⇒H26年度:増やす</p>	
(保)保健所	

### 基本施策1 安心して妊娠・出産できる体制づくり

すべての妊婦が、より安全で安心な出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査費用の公費負担制度等を広く周知し、未受診妊婦の解消を図るとともに、妊娠期の不安を軽減する支援、育児に関する知識や技術の提供など、妊娠期から一貫した相談支援体制の整備に努めます。

また、子どもを望む夫婦が、あきらめずに不妊治療を続けられるよう、経済的・精神的な支援を続けます。

#### ■ 安全な妊娠・出産への支援

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-1-1	未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業	重点項目8を参照(46ページ)	(保)保健所
2-1-2	妊婦一般健康診査	「より安全で安心な出産」を迎えるために、公費負担により、14回の健康診査を実施する。	(保)保健所
2-1-3	妊婦甲状腺機能スクリーニング	妊娠初期に甲状腺機能の検査を行って早期発見・治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症、出生児の甲状腺機能などへの影響を未然に防止する 【受検率】H20年度:65.2%⇒H26年度:70%	(保)衛生研究所

#### ■ 妊娠期の不安軽減・子育ての知識や技術の提供

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-1-4	妊婦支援相談事業 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</span>	重点項目9を参照(46ページ)	(保)保健所
2-1-5 再掲 (2-3-12)	妊産婦・母性・女性の健康相談	妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を保健センターで実施する。 【相談利用者延べ件数】 H20年度:5,688人⇒H26年度:増やす	(保)保健所
2-1-6	母親教室・両親教室・ワーキングマタニティスクール	初めての出産を迎える夫婦に、妊娠・出産・育児の知識を普及し、親としての意識が高まるよう、「講義・実習・交流会」等を実施する。 【教室参加者数】 H20年度:7,895人⇒H26年度:増やす	(保)保健所
2-1-7	マタニティクッキング教室	初めての出産を迎える妊婦に、妊娠中の食生活の重要性を普及啓発する料理教室を保健センターで実施する。 【開催回数、参加者数】 H20年度:61回、730人⇒H26年度:増やす	(保)保健所

#### ■ 不妊治療を受ける夫婦への支援

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-1-8	不妊治療支援事業	重点項目10を参照(46ページ)	(保)保健所

## 基本施策2 周産期医療及び小児医療体制の充実

産婦人科疾患についての相談を受けることで妊婦の不安を軽減するとともに、産婦人科救急患者が迅速に適切な治療を受けられる体制を、引き続き継続していきます。

また、子どもの医療については、夜間・休日の救急医療体制を確保するほか、医療費を助成することで、安心して医療を受けられる体制を維持します。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-2-1	産婦人科救急医療運営事業	重点項目11を参照(46ページ)	保)保健所
2-2-2	夜間急病センター	夜間急病センター(小児科の診療時間:19時～翌朝7時)の運営により、夜間の急病患者的の医療を確保する。	保)保健所
2-2-3	土曜午後・休日救急当番運営事業	土曜午後及び日曜・祝祭日に当番体制を組むことにより、休日昼間の急病患者的の医療を確保する。	保)保健所
2-2-4	二次救急医療機関運営事業	救急医療機関との円滑な連携体制のもとに、休日夜間等に入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保する。	保)保健所
2-2-5	小児慢性特定疾患対策の充実	小児慢性特定疾患児の療養支援を実施し、子育て家庭の医療費の軽減を図る。また、療養生活における不安の解消を図るため、療育に関する相談、指導を行う。	保)保健所
2-2-6	障がい児医療訓練事業	心身に障がいのある乳幼児を早期に診断し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などを行う。	子)児童福祉総合センター
2-2-7	子ども医療費助成	小学生までの子どもに対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保)保険医療・収納対策部

